

育児休業取得時の継続利用中の児童の申込に関する同意書

保護者が、下の子の育児休業を取得している場合又は転園（入所）希望月の末日までに下の子の育児休業の取得開始を予定する場合であって、保育施設又は教育施設に在園中の児童の転園（入所）申込を希望する場合は、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

No.	回答区分	確認事項	記入欄
1	全員	本申込における保護者のご意向について、ア・イのいずれかを選択してください。 ア：申込児童が認可保育所等への転園（入所）が決まった場合、育児休業から復職することを希望する。（各保護者の保育を必要とする事由に応じた基準指数をそれぞれ付して利用調整を行います。） イ：申込児童が認可保育所等への転園（入所）が決まった場合であっても、復職せず下の子の育児休業を継続して取得することを希望する。（いずれの保護者の基準指数も項番 10（1 点）を付して利用調整を行います。） ※申込児童のほかに、育児休業中の下の子の入所申込みも同時に行い、「育児休業確認書」を提出する場合、「育児休業確認書」で選択した内容は下の子にのみ反映します。	☐ ア ☐ イ
2	全員	本書類のほか、転園（入所）申込みに必要な書類の提出が必要です。	☐ わかりました
3	全員	必要に応じて、保育施設等に在園していることが確認できる書類の提出を求めることがあります。	☐ わかりました
No. 1 でアを選択した場合はNo. 4～6 を、イを選択した場合はNo. 7・8 をご記入ください。			
4	No.1でアを選択した方	保護者ごとに保育を必要とする事由に応じた基準指数を付して利用調整を行います。	☐ わかりました
5		転園（入所）月の末日までに復職しなかった場合、その後の利用調整において申込児童及びその兄弟姉妹に対して、調整指数項番 21（過去違反：－5 点）を付します。また、「兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み（4 月入所選考のみ適用）（「令和 9 年度保育施設利用のご案内」p. 21 参照）」による優先的な利用調整は行いません。	☐ わかりました
6		転園（入所）月の末日までに復職後、育児休業を取得していた児童の育児休業を再度取得した場合、その後の利用調整において申込児童及びその兄弟姉妹に対して、調整指数項番 21（過去違反：－5 点）を付します。また、「兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み（4 月入所選考のみ適用）（「令和 9 年度保育施設利用のご案内」p. 21 参照）」による優先的な利用調整は行いません。	☐ わかりました
7	No.1でイを選択した方	いずれの保護者にも基準指数項番 10（1 点）を付して利用調整を行います。	☐ わかりました
8		転園（入所）が決まるまでの間に、家庭保育を行う期間が 1 か月以上生じる場合、転園（入所）が決まった認可保育所等において復職せず下の子の育児休業を継続して取得することはできません。転園（入所）月の末日までの復職が必要となります。	☐ わかりました

上記事項について理解し、同意しました。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____ 保護者氏名 _____